平成２７年（フ）第３８８号
広島市中区竹屋町２番34―201号
債務者　吉永　　亮
1　決定年月日時　平成27年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月11日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１２２号
山梨県山梨市小原東993番地の２―２―204
債務者　常葉　昭子
1　決定年月日時　平成27年６月12日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月12日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第５４号
山口県宇部市大字善和143番地46、従前の住所山口県宇部市大字中山379番地３　シャルマン・シャトーＡ棟101号
債務者　山口　奉則
1　決定年月日時　平成27年６月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月13日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２７年（フ）第４９号
北海道苫小牧市高砂町２丁目２番９号　１階左
債務者　藤澤　恵一
1　決定年月日時　平成27年６月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月14日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２７年（フ）第４２号
宮城県加美郡加美町字町裏398番地１
債務者　菅原　　浩
1　決定年月日時　平成27年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月14日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２７年（フ）第１４号
静岡県賀茂郡河津町谷津334番地の11
債務者　村田　良弘
1　決定年月日時　平成27年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月14日まで
静岡地方裁判所下田支部

平成２７年（フ）第８３号
滋賀県東近江市栗見出在家町791番地14
債務者　木下　治子
1　決定年月日時　平成27年６月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月14日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２７年（フ）第３０９号
神戸市北区鈴蘭台東町４丁目７番21―101号、従前の住所大阪市浪速区敷津西２丁目12番17―501号
債務者　片山　雄一（旧姓佐々木）
1　決定年月日時　平成27年６月11日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月14日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３１７号
神戸市北区君影町２丁目１番50―402号
債務者　永井　真次
1　決定年月日時　平成27年６月11日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月14日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３３５号
神戸市灘区天城通４丁目２番17号　ブンカ１Ｆ南、従前の住所兵庫県加古川市別府町別府725番地
債務者　津﨑　秋美
1　決定年月日時　平成27年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月14日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３５５号
神戸市中央区元町通７丁目１番２―606号
債務者　松井　健太
1　決定年月日時　平成27年６月11日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月14日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３５８号
神戸市北区緑町２丁目17番６号　緑町ハイツＡ号室、従前の住所神戸市北区山田町下谷上字下の勝７番地　神戸空港タクシー寮
債務者　牛島　修一
1　決定年月日時　平成27年６月11日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月14日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４０４号
神戸市北区ひよどり台３丁目10番地11棟502号
債務者　米田　朝彦
1　決定年月日時　平成27年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月14日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第５５号
愛媛県四国中央市上柏町963番地12、前住所愛媛県四国中央市上柏町509番地13
債務者　大西　尚美
1　決定年月日時　平成27年６月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月14日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２７年（フ）第６２号
愛媛県新居浜市上泉町17番30号
債務者　坂元　　浩
1　決定年月日時　平成27年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月14日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２７年（フ）第６３号
愛媛県新居浜市上泉町17番30号
債務者　石川真愉子
1　決定年月日時　平成27年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月14日まで
松山地方裁判所西条支部